

ICカード乗車券取扱規則

目 次

第1章 総 則

第1条	目的	1
第2条	適用範囲	1
第3条	用語の意義	1
第4条	契約の成立時期及び適用規定	1
第5条	規則等の変更	1
第6条	個人情報の取り扱い	1
第7条	旅客の同意	1
第8条	削 除	1
第9条	削 除	1
第10条	削 除	1
第11条	制限又は停止	1
第12条	PASPY乗車券の種類	2
第13条	PASPY乗車券の所有権	2
第14条	デポジット	2
第15条	PASPY乗車券の失効	2
第16条	削 除	2
第17条	削 除	2
第18条	削 除	2

第2章 PASPY (SF)

第19条	所持資格	2
第20条	削 除	2
第21条	削 除	2
第22条	削 除	2
第23条	削 除	2
第24条	削 除	2
第25条	削 除	2
第26条	削 除	2
第27条	削 除	2
第28条	無効となる場合	2
第29条	削 除	2
第30条	紛失再発行	2
第31条	当社の免責事項	3
第32条	削 除	3

第33条	払い戻し	3
第34条	削除	3
第35条	削除	3
第36条	削除	3

第3章 PASPY定期券

第37条	PASPY定期券の所持資格	3
第38条	削除	3
第39条	削除	3
第40条	削除	3
第41条	削除	3
第42条	削除	3
第43条	削除	3
第44条	削除	3
第45条	無効となる場合	3
第46条	削除	4
第47条	紛失再発行	4
第48条	当社の免責事項	4
第49条	削除	4
第50条	払い戻し	4
第51条	削除	4
第52条	削除	4
第53条	削除	4

第4章 削除

第54条	削除	4
------	----	---

ＩＣカード乗車券取扱規則

第１章 総 則

(目的)

第１条 この規則は、広島高速交通株式会社（以下「当社」といいます。）が、ＩＣカードを媒体としたストアードフェアカード及び定期乗車券（以下「ＩＣカード乗車券」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容と利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第２条 当社及び「別表１－１」に定めるPASPY運営協議会の加盟事業者が発行するＩＣカード乗車券（以下「PASPY乗車券」といいます。）による当社路線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

２ 削 除

３ この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定めるものの主なものには、広島高速交通株式会社旅客営業規則（以下「営業規則」といいます。）があります。

(用語の意義)

第３条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (１) 「当社路線」とは、当社の経営する軌道、鉄道をいいます。
- (２) 「PASPY」とは、ＳＦ機能のみを搭載したPASPY乗車券をいいます。
- (３) 「PASPY定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券機能のみ又は定期乗車券とＳＦ機能を有するPASPY乗車券をいいます。
- (４) 「自動改札機」とは、PASPY乗車券等の改札を行う改札機をいいます。
- (５) 「ＳＦ（ストアードフェア）」とは、PASPY乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券等との引換えに充当するものをいいます。
- (６) 「チャージ」とは、PASPY乗車券に入金してＳＦを積み増しすることをいいます。
- (７) 「デポジット」とは、返却することを条件に収受するPASPY乗車券の利用権の代価をいいます。
- (８) 「乗車券等」とは、PASPY乗車券対応の自動券売機により発売する営業規則に定める乗車券類及び入場券をいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第４条 PASPY乗車券による契約の成立時期は、PASPY乗車券を購入したときとします。

２ 削 除

３ 第１項の規定によって契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(規則等の変更)

第５条 この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

２ この規則が改定された場合、以後のPASPY乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第６条 PASPY乗車券に係わる個人情報については、別に定める規定により取り扱います。

(旅客の同意)

第７条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第８条 削 除

第９条 削 除

第１０条 削 除

(制限又は停止)

第１１条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、払い戻し等の箇所・枚数・時間・方法の制限又は停止をすることがあります。

(１) 削 除

(２) 削 除

2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(PASPY乗車券の種類)

第12条 PASPY乗車券の種類は、「別表2-1」に定めるものとします。

(PASPY乗車券の所有権)

第13条 当社が発行したPASPY乗車券の所有権は当社に帰属します。

2 PASPY乗車券が不要となったとき及びそのPASPY乗車券を使用する資格を失ったときは、PASPY乗車券を返却しなければなりません。

3 削除

(デポジット)

第14条 削除

2 削除

3 旅客がPASPY乗車券を返却したときは、第15条第2項、同条第3項、第28条、第33条第7項、第45条及び第50条第8項に定める場合を除き、当社はデポジット500円を返却します。

4 削除

(PASPY乗車券の失効)

第15条 削除

2 遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名式のPASPY乗車券は失効します。

3 前項により失効したPASPYのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第2章 PASPY (SF)

(所持資格)

第19条 PASPYの所持資格は「別表4-1」に定めます。

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

(無効となる場合)

第28条 削除

2 小児用PASPY乗車券、大人割引PASPY及び子ども割引PASPYにあつては、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

(1) 記名人以外の方が使用した場合

(2) 券面表示事項が不明となったPASPY乗車券を使用した場合

(3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入したPASPY乗車券を使用した場合

(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

3 削除

4 偽造、変造又は不正に作成されたPASPY乗車券を使用した場合は、第2項の規定を準用します。

第29条 削除

(紛失再発行)

第30条 削除

2 削除

3 削 除

4 紛失あるいは盗難にあったPASPYの使用停止手続きを受けた後、これを取り消すことはできません。

5 紛失あるいは盗難にあったPASPYの使用停止措置を行った後に、当該PASPYを発見した場合は、旅客はこれを各駅の窓口又は当社が指定する窓口差し出して、デポジットの返却を請求することができます。ただし、当該PASPYとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限ります。

(当社の免責事項)

第31条 紛失又は盗難にあったPASPYの使用停止措置が完了するまでの間に、当該PASPYの払い戻しやSFの使用等で生じた損害等については、当社はその責めを負いません。

第32条 削 除

(払い戻し)

第33条 旅客は、PASPYが不要となった場合は、これをPASPYの払い戻しを行う駅の窓口又は当社が指定する窓口申し出ることにより、SF残額の払い戻しを請求することができます。この場合、払い戻し手数料は無手数料とします。

2 削 除

3 第1項の規定によりPASPYの払い戻しを請求する場合、旅客は別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該PASPYの記名人本人であることを証明したときに限り（ただし、無記名のPASPYを除きます。）払い戻しを行います。

4 前各項の規定により払い戻す場合には、デポジットを返却します。

5 PASPYの払い戻しを行う駅は当社が別に定めます。

6 第1項に定める払い戻しは、カード内のSF残額が当社の設置する機器により確認できる場合のみ取り扱います。

7 前項の規定にかかわらず、旅客の故意により破損したと認められるPASPYは、払い戻しを行いません。この場合、デポジットは返却しません。

第34条 削 除

第35条 削 除

第36条 削 除

第3章 PASPY定期券

(PASPY定期券の所持資格)

第37条 PASPY定期券の所持資格は「別表4-2」に定めるものとします。

第38条 削 除

第39条 削 除

第40条 削 除

第41条 削 除

第42条 削 除

第43条 削 除

第44条 削 除

(無効となる場合)

第45条 PASPY定期券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

(1) 削 除

(2) 削 除

(3) 記名人以外の方が使用した場合

(4) 券面表示事項が不明となったPASPY定期券を使用した場合

(5) 使用資格・氏名・年齢・区間又は学生的事实を偽って購入したPASPY定期券を使用した場合

(6) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

(7) 削 除

- (8) 削除
- (9) 削除
- (10) 削除

2 削除

3 偽造、変造又は不正に作成されたPASPY定期券を使用した場合は、第1項の規定を準用します。

第46条 削除

(紛失再発行)

第47条 削除

2 削除

3 削除

4 紛失あるいは盗難にあったPASPY定期券の使用停止手続きを受けた後、これを取り消すことはできません。

5 紛失あるいは盗難にあったPASPY定期券の使用停止措置を行った後に、当該PASPY定期券を発見した場合は、旅客はこれを定期券発売窓口差し出して、デポジットの返却を請求することができます。ただし、当該PASPY定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限ります。

(当社の免責事項)

第48条 紛失又は盗難にあったPASPY定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該PASPY定期券の払い戻しやSFの使用等で生じた損害等については、当社はその責めを負いません。

第49条 削除

(払い戻し)

第50条 旅客は、PASPY定期券が不要となった場合は、定期券発売窓口申し出ることにより、払い戻しを請求することができます。この場合、払い戻し手数料は無手数料とします。

(1) 削除

(2) 削除

2 削除

3 第1項の規定によりPASPY定期券の払い戻しを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該PASPY定期券の記名人本人であることを証明したときに限り、払い戻しを行います。

4 前各項の規定により払い戻す場合には、デポジットを返却します。

5 削除

6 削除

7 第1項に定める払い戻しは、カード内のSF残額が当社の設置する機器により確認できる場合のみ取り扱います。

8 前項の規定にかかわらず、旅客の故意により破損したと認められるPASPY定期券は、払い戻しを行いません。この場合、デポジットは返却しません。

第51条 削除

第52条 削除

第53条 削除

第4章 削除

第54条 削除

附則

この規則は、2025年4月1日より改正施行します。

この規則は、2027年3月31日限り、その効力を失います。

2009年 8月 8日制定	2018年 3月17日改正
2011年 4月 1日改正	2019年 9月 1日改正
2012年 4月 1日改正	2024年 4月18日改正
2015年 3月14日改正	2024年 6月 1日改正
2017年10月 1日改正	

別表1-1 (第2条 PASPY運営協議会加盟事業者)

PASPY運営協議会加盟事業者名	
広島電鉄株式会社	備北交通株式会社
広島バス株式会社	鞆鉄道株式会社
広島交通株式会社	株式会社中国バス
JRバス中国株式会社	広島高速交通株式会社
芸陽バス株式会社	(順不同)
※旧呉市交通局が発行したPASPYについては広島電鉄株式会社発行のものとして取り扱います。	

別表1-2 削除

別表2-1 (第12条 PASPY乗車券の種類)

種類		対象	
PASPY	無記名PASPY	一般大人の方を対象としたSF機能を持つ乗車券	
	記名PASPY		
	記名式	こどもPASPY	小児の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
	大人割引PASPY	割引適用者及び介護者若しくは付添人の方を対象としたSF機能を持つ乗車券	
	こども割引PASPY	小児割引適用者及び小児の介護者の方を対象としたSF機能を持つ乗車券 ※当社ご利用時は営業規則に定める小児の扱いとなります。	
PASPY定期券	通勤定期券	大人用	大人の方を対象とした定期券 SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。
		小児用	小児の方を対象とした定期券 SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。
		障害者割引用	割引適用者及び介護者の方を対象とした定期券 SF機能を有する場合は割引適用者及び介護者の方を対象としたSF機能を持つ。
	学生定期券	大人用	大人の学生を対象とした定期券 SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。
		小児用	小児の学生を対象とした定期券 SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。
		障害者割引用	割引適用者の学生を対象とした定期券 SF機能を有する場合は割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ。

別表2-2 削除

別表3-1 削除

別表3-2 削除

別表４－１（第１９条 PASPYの所持資格）

種 類		所持資格
P A S P Y	無記名PASPY	なし
	記名PASPY	中学生以上の方
	こどもPASPY	小学生以下の方
	大人割引PASPY	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者。 営業規則に規定する被救護者及びその付添人。
	こども割引PASPY	小学生以下の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者。 営業規則に規定する被救護者。

別表４－２（第３７条 PASPY定期券の所持資格）

種 類		所持資格	
P A S P Y 定 期 券	通勤定期券	大人用	中学生以上の方
		小児用	小学生以下の方
		障害者割引用	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者。
	学生定期券	大人用	当社が指定する学校に通学する中学生以上の方
		小児用	当社が指定する学校に通学する小学生以下の方
		障害者割引用	当社が指定する学校に通学する中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

※指定する学校とは学校及び救護施設指定取扱規程に定めます。

(終)